

## 目次

### **第1編 総 則**

<b>平成30年度修正の概要等</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画修正の経緯 .....	1
第2節 対策の視点 .....	1
<b>第1章 計画方針</b> .....	<b>4</b>
第1節 計画の目的 .....	4
第2節 計画の性格及び範囲 .....	4
第3節 計画の目標 .....	4
第4節 計画の修正 .....	4
第5節 他の法令に基づく計画との関係 .....	4
第6節 計画の習熟 .....	4
<b>第2章 防災関係機関の業務大綱</b> .....	<b>5</b>
第1節 区 .....	5
第2節 都関係機関等 .....	13
第3節 自衛隊 .....	14
第4節 指定地方行政機関 .....	14
第5節 指定公共機関 .....	15
第6節 指定地方公共機関等 .....	15
第7節 公共的団体 .....	16
<b>第3章 区・区民・事業者の基本的責務</b> .....	<b>17</b>
<b>第4章 文京区の概要</b> .....	<b>20</b>
第1節 地形 .....	20
第2節 面積・人口 .....	20
<b>第5章 計画の前提</b> .....	<b>21</b>
第1節 震災 .....	21
第2節 風水害 .....	23
<b>第6章 減災目標</b> .....	<b>26</b>
第1節 目標設定の趣旨 .....	26
第2節 目標年次 .....	26
第3節 減災目標と対策 .....	26

## **第2編 震災対策**

### **第1部 震災予防計画**

<b>第1章 地震に強い防災まちづくり（区・都）</b>	<b>31</b>
第1節 計画方針	31
第2節 防災まちづくりの推進	31
<b>第2章 公共施設及び交通施設の安全化（区・都・首都高速道路・東京地下鉄）</b>	<b>32</b>
第1節 計画方針	32
第2節 道路の整備	32
第3節 橋梁の整備	33
第4節 公園・緑地の整備	34
第5節 首都高速道路	34
第6節 都営地下鉄	35
第7節 東京地下鉄	36
<b>第3章 建築物等の安全化（区・都・消防署）</b>	<b>38</b>
第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進	38
第2節 高層建築物の安全化	40
第3節 エレベーター対策	41
第4節 窓ガラス等の落下防止	42
第5節 家具類の転倒・落下・移動防止対策	43
第6節 屋外広告物等に対する規制	44
第7節 アスベスト飛散防止対策	45
第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修	45
第9節 文化財の防災対策	46
第10節 危険物施設等の保安	47
<b>第4章 出火・延焼等の防止（区・消防署）</b>	<b>50</b>
第1節 基本方針	50
第2節 出火の防止	50
第3節 初期消火体制の強化	52
第4節 火災の拡大防止	54
<b>第5章 ライフライン施設の安全化 （東京電力パワーグリッド・東京ガス・都水道局・都下水道局・東日本電信電話）</b>	<b>58</b>
第1節 基本方針	58
第2節 電気施設	58
第3節 ガス施設	59
第4節 上水道施設	60
第5節 下水道施設	62
第6節 通信施設	63

<b>第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）</b>	<b>64</b>
第1節 基本方針	64
第2節 区民の防災意識の啓発	64
第3節 事業所の防災意識の啓発	67
第4節 区民防災組織等の育成強化	68
第5節 事業所における防災体制の育成強化	69
第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理	71
第7節 総合防災訓練の実施	73
第8節 地域防災訓練の実施	74
<b>第7章 物資の備蓄等（区・都）</b>	<b>76</b>
第1節 基本方針	76
第2節 飲料水、生活用水の確保	76
第3節 食糧の確保	78
第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	79
<b>第8章 事業継続計画の策定（区）</b>	<b>81</b>
第1節 基本方針	81
第2節 事業計画	81

## **第2編 震災対策**

### **第2部 震災応急・復旧対策計画**

<b>第1章 応急対策の活動態勢（区）</b>	<b>83</b>
第1節 区の災害対策本部の活動態勢	83
第2節 区の臨時災害対策本部の活動態勢	85
第3節 災害対策本部員の配置及び服務	87
第4節 動員態勢の強化	88
第5節 防災会議の招集	89
<b>第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）</b>	<b>90</b>
第1節 基本方針	90
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制	90
第3節 消防署の通信連絡体制	94
第4節 警察署の通信連絡体制	95
<b>第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）</b>	<b>96</b>
第1節 防災関係機関との協力	96
第2節 自衛隊への災害派遣要請	99
第3節 民間団体等との協力	101

<b>第4章</b>	<b>災害広報・広聴計画（区・防災関係機関）</b>	<b>103</b>
第1節	区の広報・広聴	103
第2節	消防署の広報・広聴	105
<b>第5章</b>	<b>警備・交通規制（警察署）</b>	<b>106</b>
第1節	警備	106
第2節	交通規制	106
<b>第6章</b>	<b>輸送計画（区・都財務局・都建設局・国関東地方整備局）</b>	<b>109</b>
第1節	輸送車両等の確保	109
第2節	道路障害物除去	112
<b>第7章</b>	<b>震災消防活動態勢（消防署）</b>	<b>114</b>
第1節	消火活動	114
第2節	情報の把握・伝達	115
第3節	被害状況等の調査・収集	116
第4節	救助・救急活動態勢	116
第5節	危険物施設等の応急措置	117
第6節	放射性物質対策	119
<b>第8章</b>	<b>避難計画（区・警察署・消防署）</b>	<b>120</b>
第1節	避難態勢	120
第2節	避難所の開設・運営等	125
第3節	緊急避難場所	130
第4節	福祉避難所	131
第5節	妊産婦・乳児救護所	133
<b>第9章</b>	<b>救援及び救護に関する計画（防災関係機関）</b>	<b>135</b>
第1節	給水（区・都水道局・都都市整備局）	135
第2節	食品の給与（区・都福祉保健局）	136
第3節	生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）	138
第4節	救助・救急活動（消防署・警察署）	139
第5節	医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）	140
第6節	保健（区・都福祉保健局）	144
第7節	防疫（区・都福祉保健局）	145
第8節	動物愛護（区・都福祉保健局）	146
<b>第10章</b>	<b>応急生活確保に関する計画（区・都・消防署）</b>	<b>148</b>
第1節	建物の応急危険度判定	148
第2節	被災宅地の危険度判定	151
第3節	応急住宅対策	151
第4節	罹災証明書発行要領	153
第5節	義援金品の配分等	154
第6節	災害弔慰金の支給等	156

第7節	生活確保のための緊急措置	158
第8節	融資・融資あっ旋・支援金	160
<b>第11章</b>	<b>要配慮者及び避難行動要支援者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）</b>	<b>163</b>
第1節	避難行動要支援者の安全確保	163
<b>第12章</b>	<b>帰宅困難者対策（区・都）</b>	<b>172</b>
第1節	帰宅困難者の考え方	172
第2節	帰宅困難者対策の推進	172
<b>第13章</b>	<b>ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）</b>	<b>178</b>
第1節	ボランティア・NPO	178
第2節	労働力の確保	180
<b>第14章</b>	<b>公共施設等の応急対策（防災関係機関）</b>	<b>182</b>
第1節	区施設	182
第2節	電気施設	182
第3節	ガス施設	183
第4節	上水道施設	183
第5節	下水道施設	185
第6節	都営地下鉄	186
第7節	東京地下鉄	187
第8節	首都高速道路	188
第9節	通信施設	188
第10節	日本郵便株式会社施設	190
<b>第15章</b>	<b>応急教育（区・都教育委員会）</b>	<b>192</b>
第1節	応急教育方法	192
第2節	学用品の調達及び支給	194
<b>第16章</b>	<b>ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）</b>	<b>195</b>
第1節	ごみ処理	195
第2節	し尿処理	196
第3節	がれき処理	197
第4節	土石、竹木等の除去	198
<b>第17章</b>	<b>遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）</b>	<b>199</b>
第1節	遺体の捜索・収容等	199
第2節	検視・検案等	200
第3節	火葬等	200
<b>第18章</b>	<b>災害救助法の適用（区・都）</b>	<b>203</b>
第1節	活動方針	203
第2節	活動内容	203

第3節	災害救助法適用手続き	204
<b>第19章</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画（区）</b>	<b>205</b>
第1節	激甚災害指定の手続き	205
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	206
第3節	特別財政援助の交付手続き	206
<b>第2編 震災対策</b>		
<b>第3部 震災復興計画</b>		
<b>第1章</b>	<b>震災復興本部の設置</b>	<b>207</b>
第1節	計画方針	207
第2節	活動内容	207
<b>第2章</b>	<b>復興計画</b>	<b>209</b>
第1節	復興の基本的考え方	209
第2節	復興計画策定の取り組み	209
<b>第3編 風水害対策</b>		
<b>第1部 風水害予防計画</b>		
<b>第1章</b>	<b>風水害に強い防災まちづくり（区・都）</b>	<b>211</b>
第1節	計画方針	211
第2節	河川等の施設整備	211
第3節	土砂災害に関する対策	212
第4節	浸水対策	214
第5節	窓ガラス等の落下防止	215
第6節	屋外広告物等に対する規制	215
<b>第2章</b>	<b>公共施設及び交通施設の安全化（区・都・首都高速道路・都交通局・東京地下鉄）</b>	<b>216</b>
第1節	計画方針	216
第2節	道路の整備	216
第3節	橋梁の整備	216
第4節	首都高速道路	216
第5節	都営地下鉄	216
第6節	東京地下鉄	216
<b>第3章</b>	<b>ライフライン施設の安全化 （東京電力パワーグリッド・東京ガス・都水道局・都下水道局・東日本電信電話）</b>	<b>217</b>
第1節	基本方針	217

第2節	電気施設	217
第3節	ガス施設	217
第4節	上水道施設	217
第5節	下水道施設	217
第6節	通信施設	217
<b>第4章</b>	<b>区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）</b>	<b>218</b>
第1節	基本方針	218
第2節	区民の防災意識の啓発	218
第3節	事業所の防災意識の啓発	218
第4節	区民防災組織等の育成強化	218
第5節	事業所における防災体制の育成強化	218
第6節	区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理	218
第7節	水防訓練の実施	218
第8節	水害ハザードマップ	219
第9節	土砂災害ハザードマップ	220
<b>第5章</b>	<b>気象情報等の把握（区）</b>	<b>221</b>
第1節	基本方針	221
第2節	気象情報の収集	221
第3節	気象情報の伝達	222
<b>第6章</b>	<b>物資の備蓄等（区）</b>	<b>224</b>
第1節	基本方針	224
第2節	飲料水、生活用水の確保	224
第3節	食糧の確保	224
第4節	生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	224
第5節	区の水防応急対策用物資の備蓄	224

## **第3編 風水害対策**

### **第2部 風水害応急・復旧対策計画**

<b>第1章</b>	<b>応急対策の活動態勢（区）</b>	<b>225</b>
第1節	区の災害対策本部の活動態勢	225
第2節	水害即応態勢の活動態勢	225
第3節	区の臨時水害対策本部の活動態勢	226
第4節	災害対策本部員の配置及び服務	226
第5節	動員態勢の強化	227
第6節	監視及び警戒	227
第7節	区の水防活動	228
第8節	消防機関の応急対策の活動	228
第9節	防災会議の招集	230

<b>第2章</b>	<b>情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）</b>	<b>231</b>
第1節	基本方針	231
第2節	区と防災関係機関等との通信連絡体制	231
第3節	消防署の通信連絡体制	233
第4節	警察署の通信連絡体制	233
<b>第3章</b>	<b>防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）</b>	<b>234</b>
第1節	防災関係機関との協力	234
第2節	自衛隊への災害派遣要請	234
第3節	民間団体等との協力	235
<b>第4章</b>	<b>災害広報・広聴計画（区・消防署）</b>	<b>236</b>
第1節	区の広報・広聴	236
第2節	消防署の広報・広聴	236
<b>第5章</b>	<b>警備・交通規制（警察署）</b>	<b>236</b>
第1節	警備	236
第2節	交通規制	236
<b>第6章</b>	<b>避難計画（区・警察署・消防署）</b>	<b>237</b>
第1節	避難態勢	237
第2節	避難勧告等の発令・伝達	239
第3節	避難所の開設・運営等	243
<b>第7章</b>	<b>救援及び救護に関する計画（防災関係機関）</b>	<b>245</b>
第1節	給水（区・都水道局・都都市整備局）	245
第2節	食品の給与（区・都福祉保健局）	245
第3節	生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）	245
第4節	救助・救急活動（消防署・警察署）	245
第5節	医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）	245
第6節	保健（区・都福祉保健局）	245
第7節	防疫（区・都福祉保健局）	245
第8節	動物愛護（区・都福祉保健局）	245
<b>第8章</b>	<b>応急生活確保に関する計画（区・都）</b>	<b>246</b>
第1節	建物の応急危険度判定	246
第2節	被災宅地の応急危険度判定	246
第3節	罹災証明書発行要領	246
第4節	義援金品の配分等	246
第5節	災害弔慰金の支給等	246
第6節	生活確保のための緊急措置	246
第7節	融資・融資あつ旋計画	246



<b>第9章</b>	<b>要配慮者及び避難行動要支援者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）</b>	<b>247</b>
第1節	避難行動要支援者の安全確保	247
<b>第10章</b>	<b>ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）</b>	<b>247</b>
第1節	ボランティア・NPO	247
第2節	労働力の確保	247
<b>第11章</b>	<b>公共施設等の応急対策（防災関係機関）</b>	<b>248</b>
第1節	区施設	248
第2節	電気施設	248
第3節	ガス施設	248
第4節	上水道施設	248
第5節	下水道施設	248
第6節	都営地下鉄	248
第7節	東京地下鉄	248
第8節	首都高速道路	248
第9節	通信施設	248
第10節	日本郵便株式会社施設	248
<b>第12章</b>	<b>応急教育（区・都教育委員会）</b>	<b>249</b>
第1節	応急教育方法	249
第2節	学用品の調達及び支給	249
<b>第13章</b>	<b>ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）</b>	<b>250</b>
第1節	ごみ処理	250
第2節	し尿処理	250
第3節	がれき処理	250
第4節	土石、竹木等の除去	250
<b>第14章</b>	<b>遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）</b>	<b>251</b>
第1節	遺体の捜索・収容等	251
第2節	検視・検案等	251
<b>第15章</b>	<b>災害救助法の適用（区・都）</b>	<b>251</b>
第1節	活動方針	251
第2節	活動内容	251
第3節	災害救助法適用手続き	251
<b>第16章</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画（区）</b>	<b>251</b>
第1節	激甚災害指定の手続き	251
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	251
第3節	特別財政援助の交付手続き	251

## 付編 警戒宣言に伴う対応措置

<b>第1章 対策の考え方</b> .....	<b>253</b>
第1節 策定の趣旨及び経緯.....	253
第2節 基本的考え方.....	253
第3節 前提条件.....	254
第4節 今後の課題.....	254
<b>第2章 事前の備え</b> .....	<b>255</b>
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業.....	255
第2節 広報及び教育.....	256
第3節 事業所に対する指導.....	257
第4節 防災訓練.....	258
<b>第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置</b> .....	<b>261</b>
第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応.....	261
第2節 東海地震注意情報発表時の対応.....	261
第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報.....	265
第4節 混乱防止措置.....	265
<b>第4章 警戒宣言時の対応措置</b> .....	<b>267</b>
第1節 活動態勢.....	267
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達.....	270
第3節 消防・危険物対策.....	272
第4節 警備・交通対策.....	276
第5節 公共輸送対策.....	279
第6節 学校（園）・福祉施設等.....	279
第7節 電話・電報対策.....	289
第8節 電気・ガス・上下水道対策.....	289
第9節 生活物資対策.....	291
第10節 金融対策.....	291
第11節 避難対策.....	292
第12節 救援・救護対策.....	292
<b>第5章 区民のとりべき措置</b> .....	<b>294</b>
第1節 区民のとりべき措置.....	294
第2節 区民防災組織のとりべき措置.....	296
第3節 事業所のとりべき措置.....	296